

令和3年3月15日

保護者 殿

認定こども園二俣川幼稚園

令和2年度 施設型給付費等の額に係る法定代理受領の通知について

法令に基づき、当園が市町村から法定代理受領した施設型給付費の額を保護者の皆様に通知することが定められています。令和2年度の実績をご報告いたしますのでご覧ください。

子ども・子育て支援法に基づく施設型給付費等につきましては、本来、市町村から支給認定保護者への個人給付としての性質を有するものですが、確実に学校教育・保育に要する費用に充てるため、市町村から各施設に対して直接支払いが行われています。（この仕組みを「法定代理受領」と呼んでいます）

各月で、認定区分に応じた公定価格が定められており、本園が法定代理受領した給付費の額は、この公定価格から保護者の利用者負担額を減じたものになります。（別表 令和2年度 公定価格一覧）下記の例を参考にご覧ください。

※1 保護者負担額は、ご家庭の所得に応じて市町村が定める額です。

支給認定決定通知書や毎月お納めいただいている保育料のお知らせをご確認ください。

※2 桃組から黄組の園児は、幼児教育・保育の無償化により保護者負担額は0円です。

※3 あくまで実績額をご報告するものであり、これにより追加の給付や利用者負担の支払等が発生するものではありません。

(例) こぐま組 (2歳児クラス)

認定区分が3号認定 (保育園部門) D27・標準時間・第1子の場合

⇒2月に当園が法定代理受領した給付費の額 78,420円

別表の3号認定・2歳児の2月分 155,920円－保護者負担額 77,500円＝78,420円

担当：事務 中山

(別表) 令和2年度 公定価格一覧

【幼稚園部門】

認定区分	1号認定	
	3歳児クラス	4・5歳児クラス
4月	57,615円	39,245円
5月	57,625円	39,255円
6月	57,625円	39,255円
7月	57,625円	39,255円
8月	57,625円	39,255円
9月	57,615円	39,245円
10月	57,615円	39,245円
11月	57,615円	39,245円
12月	57,615円	39,245円
1月	57,615円	39,245円
2月	57,395円	39,105円

【保育園部門】

認定区分	3号認定				2号認定			
	0歳児クラス		1・2歳児クラス		3歳児クラス		4・5歳児クラス	
時間区分	標準時間	短時間	標準時間	短時間	標準時間	短時間	標準時間	短時間
4月	248,190	利用者なし	157,950	利用者なし	105,370	95,340	87,570	77,540
5月	248,190	利用者なし	157,950	利用者なし	105,370	95,340	87,570	77,540
6月	248,190	利用者なし	157,950	利用者なし	105,370	95,340	87,570	77,540
7月	248,190	利用者なし	157,950	利用者なし	105,370	95,340	87,570	77,540
8月	248,190	利用者なし	157,950	利用者なし	105,370	95,340	87,570	77,540
9月	248,190	利用者なし	157,950	利用者なし	105,370	95,340	87,570	77,540
10月	248,190	利用者なし	157,950	利用者なし	105,370	95,340	87,570	77,540
11月	248,190	利用者なし	157,950	利用者なし	105,370	95,340	87,570	77,540
12月	248,190	利用者なし	157,950	利用者なし	105,370	95,340	87,570	77,540
1月	248,190	利用者なし	157,950	147,730	105,370	95,340	87,570	77,540
2月	244,890	利用者なし	155,920	145,810	104,130	94,210	86,530	76,610

※3月分の公定価格は、4月中旬ごろに確定します。

確定しましたら、二俣川幼稚園のホームページに掲載しますのでご確認ください。

※ほしのこクラブ（区役所で預かりの認定を受けた30条2号認定の方のみ）の法定代理受領の額につきましては、横浜市から夏頃に示されますので、確定しましたら二俣川幼稚園のホームページに掲載しますのでご確認ください。